

家庭教育の重要性

家庭教育は、子どもの人格形成や生活習慣の基盤を築く重要な役割を担っている。教育基本法第10条第1項は、保護者が子どもの教育の第一義的責任者であると定め、第2項は国や地方公共団体が家庭教育の支援に努める義務を示している。これにより、家庭と社会が連携して子どもを育てる重要性が強調されている。

本市でも、保護者が安心感と自信をもって家庭教育を行えるよう、保護者への学習機会の提供や保護者同士の仲間づくり、相談体制の充実を進めている。

現在の取組

家庭教育支援チーム

- 子育て、親育ち講座「タムタムスクール」の開催
- 身近な地域での子育てや家庭教育に関する情報提供

PTA子育て講座

市内小中学校のPTAと連携し、保護者参観日などの機会を活用した家庭教育支援講座の開催

公民館社会教育講座

市内全ての公民館で地域住民を対象とした家庭教育講座の開催

課題

親の就労状況などの家庭環境や社会状況の変化に伴い、子どもたちの生活リズムが夜型化する傾向が見られるようになってきている。このような生活は、子どもの睡眠不足や体調不良につながり、学校生活への意欲低下を招くとされ、場合によっては不登校につながることもある。

また、子どもの話に耳を傾け、「そうだね」と共感することによって築かれる愛着関係は、安心感や自己肯定感を育む上で重要である。しかし、保護者の中には子どもとの接し方がわからない、あるいは十分な時間を取れないといった悩みを抱える人も多く、こうした状況が子どもの不安や孤立感につながるおそれがある。

『早寝・早起き・朝ごはん』及び『そうだね運動』の推進

内容

市では、基本的な生活習慣の形成や親子間の信頼関係づくりについて、個々の家庭や子どもだけの問題として片付けるのではなく、地域全体で取り組むべき課題と捉え、予防・対策に一元となって取り組んでいく。この取組により、就学前の段階から子どもたちの適切な生活リズムの確立や自己肯定感の向上を図り、ひいては不登校などの問題を未然に防ぐことを目的としている。

これまで、県主導の「心とからだいきいきキャンペーン」や、各小中学校による独自の取組などを通じて、基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われてきた。その内容については、早寝早起き、朝ごはんをきちんと食べること、歯磨きの実施、スマートフォンの適切な使用など、多岐にわたり実施されている。また、親子間のコミュニケーションについても、繰り返し呼びかけがなされている。

この取組をより一層定着させ、保護者への浸透を図り、目的を達成していくには、全市各所で同一内容の周知啓発を長期的に実施していくことが必要である。

そこで、令和7年度は、子どもたちの健やかな育成環境づくりの基礎として、まずは次の2点に絞って周知啓発を進めることとする。

- ・基本的な生活習慣の形成：『早寝・早起き・朝ごはん』の実施促進
- ・親子の信頼関係づくり：『そうだね運動』の推進・・・子どもの方を向いて、子どもの話に耳を傾け、「そうだね」と共感する行動

今後の取組

○令和7年度取組

- ①オープンスクールにおける動画説明、②キャッチフレーズの設定、③チラシなどの作成・配布、④市HP、市報などによる広報、⑤SNS、アプリなどによる取組の継続発信、⑥園児・児童生徒の保護者、保育士、教職員などが集まる機会における啓発、⑦講演会等の実施 など

○令和8年度以降取組(案)

周知啓発活動の継続、啓発項目の拡大の検討、子育て関係団体、大学、企業、行政などにより構成される協議会の設置及び協議会構成団体による周知啓発、官学連携による調査研究などの取組を長期的に実施し、市民の気運の醸成を図る。

方法